

「政策調整部 市長公室 総務部 コンプライアンス推進室」を「総務部 行政管理室 環境部 施設管理室(所在地:大津市膳所上別保町785番地の1)」に、「イノベーションラボ」を「イノベーション戦略室」に、「女性力室」を「いじめ対策推進室」に改め、「市民相談室」の次に「(所在地:大津市浜大津四丁目1番1号)」を加え、「市民スポーツ課」を「スポーツ課」に、「福祉政策課 特別定額給付金室」を「戸籍住民課 カード交付推進室」に、「地域包括ケア推進室」を「地域包括ケア推進室 事業所・施設整備室」に、「廃棄物減量推進課 施設管理室」を「保健総務課 保健予防課」に改め、同条第7項中「市民スポーツ・国体推進課」を「スポーツ課」に、「子ども家庭課 児童館 子育て総合支援センター」を「子育て政策課所属 子育て総合支援センター」に改める。

第2条の2第1項中「、公共施設マネジメント推進課」を削り、「観光振興課」の次に「、環境政策課」を加え、「、市街地整備課」を削り、同条中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 前条第3項に規定するカード交付推進室及びMICE推進室の長は、次条第3項に規定する当該分室の事務を分掌させるため、当該分室にグループを置くものとする。

第3条第1項政策調整部の表企画調整課の項中第20号を第22号とし、第17号から第19号までを2号ずつ繰り下げ、第16号の次に次の2号を加える。

- 自衛隊との連携に関すること。
- 大学との連携に関すること。

第3条第1項政策調整部の表企画調整課の項中第15号を削り、第14号を第15号とし、第13号を第14号とし、第12号を削り、第11号を第13号とし、第6号から第10号までを2号ずつ繰り下げ、第5号の次に次の2号を加える。

- 大津市まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定及び進行管理に関すること。
- 湖都大津まちづくり寄附金及び企業版ふるさと納税に関すること。

第3条第1項政策調整部の表企画調整課の項の次に次のように加える。

秘書課	市長及び副市長の総合的な日程調整に関すること。 市長及び副市長の政策に係る調整に関すること。 秘書に関すること。 交際及び渉外に関すること。 市長の資産等の公開に関すること。 褒賞及び表彰に関すること。 名誉市民に関すること。 課の一般庶務に関すること。
-----	--

第3条第1項政策調整部の表広報課の項中第4号を削り、第5号を第4号とし、同表人権・男女共同参画課の項第13号中「及び女性力室」を削り、同号を同項第14号とし、同項中第12号を第13号とし、第11号を第12号とし、第10号の次に次の1号を加える。

- 女性の活躍推進に関すること。

第3条第1項総務部の表行政改革推進課の項及び公共施設マネジメント推進課の項を次のように改める。

行政改革推進課	行政改革係	行政改革の推進に関すること。 行政評価制度に関すること。 権限移譲に関すること。
	公共施設マネジメント係	公共施設マネジメントの推進に関すること。 公共施設の整備等に係る官民連携の推進に関すること。 課の一般庶務に関すること。

第3条第1項総務部の表管財課管理系の項第9号中「庁内」を「庁舎内」に改め、同条第1項市民部の表自治協働課施設管理系の項第2号中「和邇公民館並びに」を削り、同表市民スポーツ課の項中「市民スポーツ課」を「スポーツ課」に改め、同表戸籍住民課庶務系の項第14号中「課」の次に「及びカード交付推進室」を加え、同課届出受付系の項中第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

特別永住者証明書に関すること。

第3条第1項市民部の表戸籍住民課登録証明系の項中第7号を削り、第8号を第7号とし、第9号を第8号とし、同課カード交付系の項を削り、同条第1項福祉子ども部の表福祉政策課の項を次のように改める。

福祉政策課	福祉政策係	<p>福祉施策の総合企画及び総合調整に関すること。</p> <p>大津市社会福祉審議会に関すること。</p> <p>社会福祉統計に関すること。</p> <p>民生委員及び児童委員に関すること。</p> <p>戦傷病者及び戦没者の遺族等の援護に関すること。</p> <p>災害救助法（昭和22年法律第118号）の適用業務その他罹災者支援に関すること（他課の分掌事務に属するものを除く。）。</p> <p>災害対策基本法（昭和36年法律第223号）の規定による避難行動要支援者名簿の管理に関すること。</p> <p>大津市教育・保育施設等における重大事故の再発防止のための検証委員会に関すること。</p> <p>無料低額宿泊所及び無料低額診療事業に関すること。</p> <p>部内の事務事業に係る調整及び連絡に関すること。</p> <p>公印の保管に関すること。</p> <p>課及びふれあいセンターの一般庶務に関すること。</p>
	地域福祉係	<p>地域福祉活動の推進に関すること。</p> <p>社会福祉法人大津市社会福祉協議会との連絡調整に関すること。</p> <p>成年後見制度利用支援に関すること。</p> <p>生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）に関すること（他課の分掌事務に属するものを除く。）。</p> <p>更生保護団体との連絡調整に関すること。</p> <p>ふれあいセンターとの連絡調整に関すること。</p> <p>ふれあいプラザの指定管理者による管理に関すること。</p>

第3条第1項福祉子ども部の表幼児政策課の項を次のように改める。

子育て政策課	政策係	<p>子ども・子育て支援に係る施策の総合企画及び総合調整に関すること。</p> <p>子ども・子育て支援に係る施策（他課の分掌事務に属するものを除く。第6号及び第8号において同じ。）の調査及び統計に関すること。</p> <p>幼保一元化の推進に関すること。</p> <p>大津市社会福祉審議会児童福祉専門分科会に関すること。</p> <p>子ども・子育て会議（子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第77条第1項に規定する合議制の機関をいう。）に関すること。</p> <p>子ども・子育て支援に係る施策に関する関係機関等との連絡調整に関すること。</p> <p>教育・保育施設の防災対策に関すること。</p> <p>その他子ども・子育て支援に係る施策に関すること。</p> <p>子育て総合支援センター及び児童館との連絡調整に関すること。</p> <p>課及び児童館の一般庶務に関すること。</p>
	施設係	<p>市立保育所、市立幼稚園及び児童館の施設整備及び施設管理に関すること。</p>
幼保支援課	管理支援係	<p>市立幼稚園及び市立保育所の予算管理及び経理に関すること。</p> <p>特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業を利用する乳幼児の発達相談、家庭相談及び保健衛生指導に関すること。</p> <p>家庭的保育事業等の指導監査に関すること。</p> <p>課の一般庶務に関すること。</p>

	<p>保育係</p>	<p>市立保育所の運営に関する事 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者との連絡調整に関する事 市立保育所職員の配置計画に関する事 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の給食栄養指導に関する事 指定保育士養成施設に関する事 特定地域型保育事業における適切な処遇の確保に関する事 保育の質の向上に向けた研修に関する事 保育所職員の保育指導に関する事 幼保共通カリキュラムに関する事</p>
	<p>幼児教育係</p>	<p>市立幼稚園の運営に関する事 市立幼稚園職員の配置計画に関する事 市立幼稚園職員の研修に関する事 市立幼稚園職員の教育指導に関する事 市立幼稚園を利用する幼児の特別支援教育相談に関する事 幼保共通カリキュラムに関する事</p>

第3条第1項福祉子ども部の表保育幼稚園課利用者支援係の項第2号を次のように改める。

子どものための教育・保育給付及び子育てのための施設等利用給付の支給認定に関する事。

第3条第1項福祉子ども部の表保育幼稚園課利用者支援係の項第4号を削り、同係の項第3号中「保育所」の次に「及び市立幼稚園」を加え、同号を同係の項第4号とし、同係の項第2号の次に次の1号を加える。

利用者負担額の決定に関する事。

第3条第1項福祉子ども部の表保育幼稚園課利用者支援係の項中第5号を削り、第6号を第5号とし、同号の次に次の1号を加える。

市立幼稚園における幼児の入園、転園及び退園に関する事。

第3条第1項福祉子ども部の表保育幼稚園課認可・給付係の項第1号中「支給認定」を「支給」に改め、同係の項中第3号を第6号とし、第2号を第5号とし、第1号の次に次の3号を加える。

特定保育所への委託費の支払に関する事。

病児保育事業に関する事。

民間教育・保育施設に対する運営助成等に関する事。

第3条第1項福祉子ども部の表保育幼稚園課認可・給付係の項に次の2号を加える。

特定教育・保育施設、特定地域型保育事業者及び特定子ども・子育て支援施設等の確認に関する事。

認可外保育施設に関する事。

第3条第1項福祉子ども部の表保育幼稚園課施設係の項を削り、同表子ども家庭課子育て支援係の項中「子育て支援係」を「管理給付係」に改め、同係の項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第6号までを削り、同係の項第7号中「及び児童館」を削り、同号を同係の項第2号とし、同条第1項健康保険部の表長寿政策課長寿生きがい係の項を次のように改める。

<p>高齢企画係</p>	<p>高齢者の支援に係る企画及びその推進に関する事。 大津市社会福祉審議会高齢者福祉専門分科会に関する事。 高齢者福祉計画に関する事。 老人クラブ、シルバー人材センター等福祉団体の育成に関する事。 敬老祝記念品に関する事。 災害時要支援者対策に関する事。 福祉有償運送に関する事。 部内の事務事業に係る調整及び連絡に関する事。 公印の保管に関する事。 課、地域包括ケア推進室及び事業所・施設整備室の一般庶務に関する事。</p>
--------------	--

第3条第1項健康保険部の表長寿政策課高齢福祉係の項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号を第2

号とし、第4号を削り、第5号を第3号とし、第6号から第8号までを削り、同表介護保険課事業所施設系の項を次のように改める。

認定審査係	要介護認定に関すること。 訪問調査及び主治医意見書に関すること。 介護認定審査会の運営に関すること。 訪問調査員の指導及び育成に関すること。 受給資格証明書に関すること。 介護予防・日常生活支援総合事業における基本チェックリストに関すること。 介護保険制度の広報に関すること。 公印の保管に関すること。 課の一般庶務に関すること。
-------	---

第3条第1項健康保険部の表介護保険課資格給付系の項中第10号を第13号とし、第1号から第9号までを3号ずつ繰り下げ、同係の項に第1号から第3号までとして次の3号を加える。

- 介護保険全般に係る企画及びその推進に関すること。
- 介護保険事業計画に関すること。
- 介護保険サービスの質の向上に関すること。

第3条第1項健康保険部の表介護保険課認定審査係の項を削り、同条第1項産業観光部商工労働政策課の項第21号中「まちなか交流館、」を削り、同課の項第22号中「旧大津びわこ競輪場」を「大津びわこ競輪場跡地及び旧まちなか交流館の利活用等」に改め、同条第1項環境部の表環境政策課の項を次のように改める。

環境政策課	環境施策の総合企画及び総合調整に関すること。 環境マネジメントシステムの推進に関すること。 事業者の環境管理の推進に関すること。 環境保全協定の締結に関すること。 環境施策推進本部に関すること。 環境審議会に関すること。 特定旅館建築審議会に関すること。 公害防止資金の貸付けに関すること。 環境保全意識の普及及び啓発に関すること。 環境保全活動の推進に関すること。 煌めき大津環境賞に関すること。 環境情報システムに関すること。 空地の適正な管理に係る指導及び勧告に関すること。 路上喫煙等の防止に関すること。 ラムサール条約に関すること。 保護樹木及び保護樹林に関すること。 公害防止対策に関すること。 水質汚濁防止法(昭和45年法律第138号)、湖沼水質保全特別措置法(昭和59年法律第61号)、大気汚染防止法(昭和43年法律第97号)、騒音規制法(昭和43年法律第98号)、振動規制法(昭和51年法律第64号)及びダイオキシン類対策特別措置法(平成11年法律第105号)の規定による届出の受理及び規制指導等に関すること。 水質汚濁防止法、大気汚染防止法、騒音規制法及びダイオキシン類対策特別措置法の規定による環境監視に関すること。 悪臭防止法(昭和46年法律第91号)の規定による悪臭の規制等に関すること。 (21) 土壌汚染対策法(平成14年法律第53号)の規定による指定区域の指定、措置命令、土地の調査報告等に関すること。 (22) 公害紛争処理法(昭和45年法律第108号)等の規定による公害に係る苦情の処理等に関すること。 (23) 環境影響評価専門委員会に関すること。
-------	---

	<p>(24) 特定工場における公害防止組織の整備に関する法律(昭和46年法律第107号)の規定による公害防止統括者等の届出の受理等に関すること。</p> <p>(25) 大津市生活環境の保全と増進に関する条例(平成10年条例第27号)の規定による許可、届出の受理、規制指導等に関すること。</p> <p>(26) 滋賀県公害防止条例(昭和47年滋賀県条例第57号)、滋賀県琵琶湖の富栄養化の防止に関する条例(昭和54年滋賀県条例第37号)の規定による許可、届出の受理、規制指導等に関すること。</p> <p>(27) 大津市生活環境の保全と増進に関する条例等の規定による事前協議等に関すること。</p> <p>(28) 環境影響評価に関すること。</p> <p>(29) 発生源における排水、ばい煙、土壌、騒音、振動及び悪臭に係る各種調査に関すること。</p> <p>(30) 水環境、大気汚染、土壌環境、音環境(環境騒音)に係る各種調査に関すること。</p> <p>(31) 大気汚染に係る緊急時の連絡に関すること。</p> <p>(32) 水環境、大気汚染等に係る研究に関すること。</p> <p>(33) 部内の事務事業に係る調整及び連絡に関すること。</p> <p>(34) 公印の保管に関すること。</p> <p>(35) 課の一般庶務に関すること。</p>
--	---

第3条第1項都市計画部の表都市計画課の項中第31号を第34号とし、第17号から第30号までを3号ずつ繰り下げ、第16号を第18号とし、同号の次に次の1号を加える。

景観計画に関すること。

第3条第1項都市計画部の表都市計画課の項中第15号を第17号とし、第4号から第14号までを2号ずつ繰り下げ、第3号を第4号とし、同号の次に次の1号を加える。

大津市太陽光発電設備の設置の規制等に関する条例(平成29年条例第53号)に基づくあっせんに関すること。

第3条第1項都市計画部の表都市計画課の項第2号の次に次の1号を加える。

立地適正化計画に関すること。

第3条第1項都市計画部の表都市魅力づくり推進課の項第1号を次のように改める。

大津市歴史的風致維持向上計画に関すること。

第3条第1項都市計画部の表市街地整備課の項第4号を次のように改める。

大津駅西第一土地区画整理事業に関すること。

第3条第1項都市計画部の表市街地整備課の項第11号中「及び大津駅西地区区画整理事務所」を削り、同号を同課の項第12号とし、同課の項第10号の次に次の1号を加える。

大津駅西地区における都市再生住宅の管理に関すること。

第3条第1項都市計画部の表公園緑地課管理係の項を次のように改める。

企画係	<p>都市公園、緑地及び児童遊園地の総合的な利活用に関すること。</p> <p>都市公園、緑地及び児童遊園地に係る計画に関すること。</p> <p>課の一般庶務に関すること。</p>
管理係	<p>都市公園及び緑地の管理運営に関すること。</p> <p>都市公園台帳の整備に関すること。</p> <p>都市公園の指定管理者による管理に関すること。</p> <p>都市公園及び緑地に係る用地取得並びに当該取得に伴う補償に関すること。</p> <p>自然保護に関すること。</p> <p>自然環境の保全と増進に係る総合企画及び調整に関すること。</p> <p>緑化施策の推進に関すること。</p> <p>公益財団法人大津市公園緑地協会との連絡調整に関すること。</p> <p>児童遊園地の維持、管理及び整備に関すること。</p>

第3条第1項都市計画部の表公園緑地課建設係の項第1号中「計画及び」を削り、同表開発調整課指導係の項

第9号中「(平成29年条例第53号)」を削り、「(に関すること)」を「(あっせんを除く。)に関すること」に改め、同課審査係の項第8号中「(に関すること)」を「(あっせんを除く。)に関すること」に改め、同表建築指導課管理係の項中第8号を削り、第9号を第8号とし、第10号から第13号までを1号ずつ繰り上げ、同課審査係の項中第3号を削り、第4号を第3号とし、第5号から第9号までを1号ずつ繰り上げ、同課建築安全推進係の項に次の1号を加える。

ブロック塀等の撤去等事業に関すること。

第3条第1項建設部の表地域交通政策課の項第1号中「維持活性化」を「維持又は確保」に改め、同課の項第3号中「地域公共交通網形成計画」を「地域公共交通計画」に改め、同課の項中第11号を削り、第10号を第11号とし、第9号の次に次の1号を加える。

駐車場事業に関すること。

第3条第1項建設部の表地域交通政策課の項中第21号を第22号とし、第18号から第20号までを1号ずつ繰り下げ、第17号の次に次の1号を加える。

国土交通省所管建設事業等実績調査に関すること。

第3条第1項建設部の表道路建設課建設係の項第3号、同課用地係の項第3号並びに同課計画・橋梁係の項第2号及び第3号中「橋りょう」を「橋梁」に改め、同表建築課の項に次のように加える。

施設支援係	市有建物の定期点検に関すること。 市有建物の維持管理の技術的支援に関すること。 建築保全業務積算システムの管理に関すること。
-------	--

第3条第2項の表保健総務課企画総務係の項第3号を次のように改める。

看護学校に対する運営事業補助に関すること。

第3条第2項の表保健総務課企画総務係の項中第4号及び第5号を削り、第6号を第4号とし、第7号から第13号までを2号ずつ繰り上げ、同係の項第14号中「、地域医療戦略室」を削り、同号を同係の項第12号とし、同課の項の次に次のように加える。

地域医療政策課	地域医療施策の企画、調整及び推進に関すること。 地方独立行政法人市立大津市民病院との連絡調整に関すること。 地方独立行政法人市立大津市民病院評価委員会に関すること。 救急医療に関すること。 在宅医療に関すること。 地域リハビリテーションの支援に関すること。 公益社団法人大津市医師会、一般社団法人大津市歯科医師会及び一般社団法人大津市薬剤師会との連絡調整に関すること。 地域の保健医療に係る各種団体等に対する補助に関すること。 課の一般庶務に関すること。
---------	---

第3条第2項の表保健予防課感染症対策係の項を次のように改める。

感染症対策第1係	感染症(結核を除く。)の発生時対応に関すること。 新型コロナウイルス感染症対策に関すること。 感染症発生動向調査に関すること。
感染症対策第2係	結核の予防対策及び発生時対応に関すること。 感染症(新型コロナウイルス感染症を除く。)対策に関すること。 特定感染症対策に関すること。 予防接種に関すること。

第3条第2項の表健康推進課管理係の項中第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

受動喫煙防止対策推進本部に関すること。

第3条第2項の表健康推進課健康支援係の項第8号中「受動喫煙対策の」を「健康増進法に基づく受動喫煙の防止に関する」に改め、同係の項第9号を削り、同条第3項の表市長公室の項及びイノベーションラボの項を削り、同表コンプライアンス推進室の項中「コンプライアンス推進室」を「行政管理室」に改め、同室の項中第11号を第12号とし、第2号から第10号までを1号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の1号を加える。

適正な事務処理の推進に関すること。

第3条第3項の表女性力室の項を次のように改める。

施設管理室	本市の設置する一般廃棄物処理施設の統括に関すること。 本市の設置する一般廃棄物処理施設の民間事業者による管理運営及びそのモニタリングの総括に関すること。 本市の設置する一般廃棄物処理施設に係る地域との調整に関すること。
イノベーション戦略室	デジタルイノベーション戦略の推進に関すること。 E B P M (証拠に基づく政策立案) の推進に関すること。 オープンデータの利活用の推進に関すること。 室の一般庶務に関すること。

第3条第3項の表市民相談室の項第5号中「運営」の次に「及び市役所の総合受付案内業務」を加え、同条第3項の表特別定額給付金室の項を次のように改める。

カード交付推進室	個人番号カードの交付に関すること。
----------	-------------------

第3条第3項の表地域包括ケア推進室の項第2号から第6号までを次のように改める。

- 地域包括支援センターの管理運営に関すること。
- 介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント並びに配食サービスに関すること。
- 介護予防・日常生活支援総合事業(事業所・施設整備室の所管に属するものを除く。)に関すること。
- 介護保険法(平成9年法律第123号)に基づく地域支援事業その他高齢者の福祉に資する事業に関すること。

高齢者の健康及び生きがい事業の推進に関すること。

第3条第3項の表地域包括ケア推進室の項に次の1号を加える。

高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業に関すること。

第3条第3項の表地域包括ケア推進室の項の次に次のように加える。

事業所・施設整備室	民間の介護保険施設等の整備に関すること。 介護予防・日常生活支援総合事業の指定事業者の指定等に関すること。 老人福祉施設の認可及び届出に関すること。 有料老人ホームの届出に関すること。 介護人材の確保対策に関すること。 老人福祉センター及び市立デイサービスセンターの指定管理者による管理に関すること。 老人憩の家の管理運営に関すること。 老人健康広場の整備に関すること。 軽費老人ホーム事務費運営補助に関すること。 社会福祉法人大津市社会福祉事業団との連絡調整に関すること。
-----------	--

第3条第3項の表地域ビジネス支援室の項第1号中「販路開拓」の次に「、事業承継」を加え、同表施設管理室の項及び地域医療戦略室の項を削り、同条第4項の表環境美化センター処理係の項第6号中「環境美化センター」を「施設管理室及び環境美化センター」に改め、同条第6項の表公設地方卸売市場管理課の項第9号中「仲卸業者及び売買参加者(以下「仲卸業者等」という。)」を「卸売業者等」に改め、「許可」の次に「、承認」を加え、「卸売業者、仲卸業者等及びせり人」を「卸売業者等」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この規則は、公布の日から施行する。

(大津市庁舎管理規則の一部改正)

第2条 大津市庁舎管理規則(昭和42年規則第4号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項第1号中「市長公室長」を「秘書課長」に、「市長公室に」を「秘書課に」に改める。

(大津市指定居宅サービス事業者等の指定等に関する規則の一部改正)

第3条 大津市指定居宅サービス事業者等の指定等に関する規則(平成18年規則第26号)の一部を次のように改正する。

第3条第3項第13号中「健康保険部介護保険課」を「健康保険部長寿政策課事業所・施設整備室」に改める。

(大津市外部監査契約を締結しようとする相手方の資格を証する書面等の閲覧に関する規則の一部改正)

第4条 大津市外部監査契約を締結しようとする相手方の資格を証する書面等の閲覧に関する規則(平成21年規則第25号)の一部を次のように改正する。

第3条中「大津市役所総務部コンプライアンス推進室」を「大津市役所総務部行政管理室」に改める。
(大津市職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例施行規則の一部改正)

第5条 大津市職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例施行規則(平成24年規則第37号)の一部を次のように改正する。

第6条第3項、第7条第3項、第8条第1項及び第14条の3中「コンプライアンス推進室長」を「行政管理室長」に改める。

第14条の4及び第19条中「総務部コンプライアンス推進室」を「総務部行政管理室」に改める。
(大津市公共施設マネジメント推進委員会規則の一部改正)

第6条 大津市公共施設マネジメント推進委員会規則(平成24年規則第124号)の一部を次のように改正する。

第7条中「総務部公共施設マネジメント推進課」を「総務部行政改革推進課」に改める。
(大津市地域包括支援センター運営協議会規則の一部改正)

第7条 大津市地域包括支援センター運営協議会規則(平成24年規則第132号)の一部を次のように改正する。

第7条中「健康保険部長寿政策課」を「健康保険部長寿政策課地域包括ケア推進室」に改める。
(大津市スポーツ推進審議会規則の一部改正)

第8条 大津市スポーツ推進審議会規則(平成26年規則第55号)の一部を次のように改正する。

第7条中「市民部市民スポーツ課」を「市民部スポーツ課」に改める。
(大津市再生可能エネルギー等利活用推進会議設置規則の一部改正)

第9条 大津市再生可能エネルギー等利活用推進会議設置規則(平成26年規則第91号)の一部を次のように改正する。

別表第1中「公共施設マネジメント推進課長」を「行政改革推進課長」に改める。
(大津市公共施設マネジメント推進本部設置規則の一部改正)

第10条 大津市公共施設マネジメント推進本部設置規則(平成27年規則第60号)の一部を次のように改正する。

第6条中「総務部公共施設マネジメント推進課」を「総務部行政改革推進課」に改める。
(大津市行政不服審査会規則の一部改正)

第11条 大津市行政不服審査会規則(平成28年規則第20号)の一部を次のように改正する。

第5条中「総務部コンプライアンス推進室長」を「総務部行政管理室長」に改める。

大津市青少年対策本部設置規則の一部を改正する規則を公布する。

令和3年4月1日

大津市長 佐藤 健 司

大津市規則第30号

大津市青少年対策本部設置規則の一部を改正する規則

大津市青少年対策本部設置規則(平成13年規則第70号)の一部を次のように改正する。

別表第1市民部の項中「市民スポーツ課長」を「スポーツ課長」に改め、同表福祉子ども部の項中「幼児政策子ども家
庭課長」を「子育て政策課長」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

大津市公印規則の一部を改正する規則を公布する。

令和3年4月1日

大津市長 佐藤 健 司

大津市規則第31号

大津市公印規則の一部を改正する規則

大津市公印規則(昭和48年規則第51号)の一部を次のように改正する。

別表第1職印の表大津市滋賀里交流センター所長之印の項の次に次のように加える。

大津市和邇コ	22の3	34の3	てん書	方21	1	和邇コミュニティセンターの使用	和邇コミュ
--------	------	------	-----	-----	---	-----------------	-------

コミュニティセンター所長之印						許可書その他の和邇コミュニティセンター所長名をもって発する文書用	ニティセンター所長
----------------	--	--	--	--	--	----------------------------------	-----------

別表第1職印の表大津市葛川コミュニティセンター所長之印の項中「22の3」を「22の4」に、「34の3」を「34の4」に改め、別表第1職印の表大津市伊香立コミュニティセンター所長之印の項中「22の4」を「22の5」に、「34の4」を「34の5」に改め、同項の次に次のように加える。

大津市坂本コミュニティセンター所長之印	22の6	34の6	てん書	方21	1	坂本コミュニティセンターの使用許可書その他の坂本コミュニティセンター所長名をもって発する文書用	坂本コミュニティセンター所長
---------------------	------	------	-----	-----	---	---	----------------

別表第1職印の表大津市山中比叡平コミュニティセンター所長之印の項中「22の5」を「22の7」に、「34の5」を「34の7」に改め、別表第1職印の表大津市長等コミュニティセンター所長之印の項中「22の6」を「22の8」に、「34の6」を「34の8」に改め、別表第1職印の表大津市平野コミュニティセンター所長之印の項中「22の7」を「22の9」に、「34の7」を「34の9」に改め、同項の次に次のように加える。

大津市大石コミュニティセンター所長之印	22の10	34の10	てん書	方21	1	大石コミュニティセンターの使用許可書その他の大石コミュニティセンター所長名をもって発する文書用	大石コミュニティセンター所長
---------------------	-------	-------	-----	-----	---	---	----------------

別表第2職印の項中第22号の7を第22号の9とし、第22号の6を第22号の8とし、第22号の5を第22号の7とし、第22号の4を第22号の5とし、同号の次に次の1号を加える。

(22の6)

大 津 市 坂 本 コ ミ ュ ニ テ ィ セ ン タ ー 所 長 之 印
--

別表第2職印の項中第22号の3を第22号の4とし、第22号の2の次に次の1号を加える。

(22の3)

大 津 市 和 邇 コ ミ ュ ニ テ ィ セ ン タ ー 所 長 之 印
--

別表第2職印の項第22号の9の次に次の1号を加える。

(22の10)

大 津 市 大 石 コ ミ ュ ニ テ ィ セ ン タ ー 所 長 之 印
--

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

大津市職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和3年4月1日

大津市長 佐 藤 健 司

大津市規則第32号

大津市職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則

大津市職員の職の設置に関する規則(昭和61年規則第13号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項の表中

室長
リーダー

を

室長

に改め、同表危機管理監の項の次に次

のように加える。

理事	健康保険部	地方独立行政法人市立大津市民病院に派遣し、当該法人の事務を処理する。
----	-------	------------------------------------

第2条第1項の表管理監の項中「執行」を「遂行」に改め、同表中調整監の項を削り、教育委員会連携推進監の項の次に次のように加える。

デジタル推進監	政策調整部	行政のデジタル化の推進に関する専門的な知識を必要とする事務の遂行に当たるとともに、担当職員があるときは、これを指揮監督する。
---------	-------	--

第2条第1項の表市民スポーツ・国スポ・障スポ推進監の項中「市民スポーツ・国スポ・障スポ推進監」を「スポーツ推進監」に改め、同表まちづくり連携推進監の項を次のように改める。

子育て推進監	福祉子ども部	子ども・子育て支援に係る施策の推進に関する専門的な知識を必要とする事務の遂行に当たるとともに、担当職員があるときは、これを指揮監督する。
--------	--------	--

第2条第1項の表保育指導監の項及び幼児教育指導監の項中「幼児政策課」を「幼保支援課」に改め、同条第2項の表室次長の項の次に次のように加える。

管理監		特定の事業分野における専門的な知識を必要とする事務の遂行に当たるとともに、担当職員があるときは、これを指揮監督する。
-----	--	--

第2条第2項の表中

参事	必要と認める課又は分室	担当事務を処理し、担当職員があるときは、これを指揮監督する。	を
専門員		特定の専門的な事務を処理し、担当職員があるときは、これを指揮監督する。	
副参事		担当事務を処理し、担当職員があるときは、これを指揮監督する。	
主幹			
主査			

参事	必要と認める課又は分室	担当事務を処理し、担当職員があるときは、これを指揮監督する。	に
副参事			
主幹			

主査

改め、同条第3項の表所長の項中「子ども発達相談センター」の次に「、医療安全支援センター」を加え、同表館長の項中「仰木太鼓会館」の次に「、和邇市民体育館、坂本市民体育館、石山市民体育館、田上市民体育館」を加え、同表副館長の項を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

大津市職員互助会設置条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和3年4月1日

大津市長 佐 藤 健 司

大津市規則第33号

大津市職員互助会設置条例施行規則の一部を改正する規則

大津市職員互助会設置条例施行規則(昭和30年規則第1号)の一部を次のように改正する。

第19条の次に次の1条を加える。

(事務局長の専決)

第19条の2 事務局長は、次に掲げる事項を専決することができる。

嘱託職員の任免及び勤務条件に関すること。

軽易な事件の報告、照会及び回答に関すること。

その他軽易な事項の処理に関すること。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

大津市職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和3年4月1日

大津市長 佐 藤 健 司

大津市規則第34号

大津市職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部を改正する規則

大津市職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則(昭和61年規則第23号)の一部を次のように改正する。

別表第1第1項の表4級の項中「及び所長(伊香立ふれあいセンター所長、)」を「、所長(」に、「の職務」を「及び副場長の職務」に改め、別表第1第1項の表5級の項を削り、別表第1第1項の表6級の項中「、子ども家庭相談室長」及び「(7級に掲げられた専門員を除く。)」を削り、「、所長(」の次に「南ふれあいセンター所長、」を加え、「、子育て総合支援センター所長、環境美化センター所長」及び「、館長(和邇図書館長に限る。)」を削り、「園長」の次に「、場長(7級に掲げられた場長を除く。)、副所長」を加え、別表第1第1項の表7級の項中「及び8級」、「、リーダー」及び「、専門員(開発調整課専門員に限る。)」を削り、「長等支所長及び晴嵐支所長」を「堅田支所長及び長等支所長」に改め、「所長を除く。)」の次に「、館長(和邇図書館長に限る。)」を、「場長」の次に「(東部学校給食共同調理場長に限る。)」を加え、別表第1第1項の表8級の項中「室長(市長公室長に限る。)、調整監」を「デジタル推進監」に、「市民スポーツ・国スポ・障スポ推進監」を「スポーツ推進監、子育て推進監」に改め、「、まちづくり連携推進監」を削り、「教育部次長」を「館長(4級及び7級に掲げられた館長を除く。)」に改め、別表第1第1項の表9級の項中「危機管理監」の次に「、理事」を加え、「、館長(4級及び7級に掲げられた館長を除く。)」を削り、別表第1第2項イの表7級の項中「7級」を「6級」に、「参事」を「専門員」に改め、別表第1第2項ウの表5級の項中「、中地域包括支援センター所長、膳所地域包括支援センター所長、瀬田地域包括支援センター所長」を「及び

比叡地域包括支援センター所長」に改め、別表第6第4項の表中

2級5号給

を

2級11号給
2級5号給

に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

大津市職員等の旅費に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和3年4月1日

大津市長 佐 藤 健 司

大津市規則第35号

大津市職員等の旅費に関する条例施行規則の一部を改正する規則

大津市職員等の旅費に関する条例施行規則（昭和33年規則第5号）の一部を次のように改正する。

第3条第1号中「条例第21条第1号又は第2号に掲げる旅行」を「鉄道旅行又は陸路旅行（次号に該当するものを除く。）」に改め、同条第2号中「条例第21条第3号に掲げる」を「自家用自動車による」に改める。

別表中	条例第16条第1項ただし書に規定する車賃	を	条例第17条第2項に規定する宿泊料
	条例第17条第2項に規定する宿泊料		

--

に、「必要」を「必要、」に改め、同表中 の項を の項とし、 の項を の項とし、 の項を の

項とする。

附 則

- この規則は、公布の日から施行する。
- 改正後の大津市職員等の旅費に関する条例施行規則の規定は、この規則の施行の日以後に出発する旅行について適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

大津市契約規則の一部を改正する規則を公布する。

令和3年4月1日

大津市長 佐 藤 健 司

大津市規則第36号

大津市契約規則の一部を改正する規則

大津市契約規則（昭和40年規則第35号）の一部を次のように改正する。

第29条及び第37条第1項中「年2.6パーセント」を「年2.5パーセント」に改める。

様式第2号（第2葉裏）及び様式第2号の2（第1葉裏）中「一級建設機械施工技士」を「一級建設機械施工管理技士」に、「二級建設機械施工技士」を「二級建設機械施工管理技士」に改める。

様式第2号の3（第2葉裏）及び様式第2号の4（第1葉裏）中「建設機械施工技士」を「建設機械施工管理技士」に改める。

様式第3号から様式第7号までの規定中「年2.6パーセント」を「年2.5パーセント」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

大津市生活環境の保全と増進に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和3年4月1日

大津市長 佐 藤 健 司

大津市規則第37号

大津市生活環境の保全と増進に関する条例施行規則の一部を改正する規則

大津市生活環境の保全と増進に関する条例施行規則(平成11年規則第64号)の一部を次のように改正する。

第12条中「別表第1」の次に「(第22号の2、第50号の2、第60号の2、第62号(トに係る部分に限る。))及び第63号(へ及びトに係る部分に限る。))に限る。」を加え、同条第8号を削る。

第38条第2項、第42条第2項、第44条第2項、第50条第6項、第52条第2項、第60条第3項、第61条第2項、第62条第2項、第66条第4項、第67条第3項及び第68条第4項を削る。

第99条中「別表第14に掲げる物質」を「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律(平成11年法律第86号)第2条第2項に規定する第一種指定化学物質及び同条第3項に規定する第二種指定化学物質」に改める。

別表第1第18号の4中「2号」を「第2号」に改め、同表第83号を削る。

別表第5の2を削る。

別表第13中「近江大橋有料道路」を「近江大橋」に改める。

別表第14を次のように改める。

別表第14 削除

様式第13号の2を削る。

様式第16号を次のように改める。

様式第16号 削除

様式第17号の2を削る。

様式第24号を次のように改める。

様式第24号 削除

様式第37号を次のように改める。

様式第37号 削除

様式第45号中「(あて先)」を「(宛先)」に、「また」を「又は」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

大津市子ども・子育て支援法施行細則の一部を改正する規則を公布する。

令和3年4月1日

大津市長 佐藤 健 司

大津市規則第38号

大津市子ども・子育て支援法施行細則の一部を改正する規則

大津市子ども・子育て支援法施行細則(平成27年規則第69号)の一部を次のように改正する。

附則別表A階層の項及び別表A階層の項中「被保護者」の次に「、小規模住居型児童養育事業を行う者」を加える。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 改正後の大津市子ども・子育て支援法施行細則の規定は、この規則の施行の日以後に行われる特定教育・保育等について適用し、同日前に行われた特定教育・保育等については、なお従前の例による。

大津市子ども・子育て支援法附則第6条第4項の規定による費用の徴収に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和3年4月1日

大津市長 佐藤 健 司

大津市規則第39号

大津市子ども・子育て支援法附則第6条第4項の規定による費用の徴収に関する規則の一部を改正する規則

大津市子ども・子育て支援法附則第6条第4項の規定による費用の徴収に関する規則(平成27年規則第70号)の一部を次のように改正する。

別表A階層の項中「被保護者」の次に「、小規模住居型児童養育事業を行う者」を加える。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の大津市子ども・子育て支援法附則第6条第4項の規定による費用の徴収に関する規則の規定は、この規則の施行の日以後に行われる特定保育について適用し、同日前に行われた特定保育については、なお従前の例による。

大津市医療費助成条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和3年4月1日

大津市長 佐藤 健 司

大津市規則第40号

大津市医療費助成条例施行規則の一部を改正する規則

大津市医療費助成条例施行規則(昭和49年規則第2号)の一部を次のように改正する。

第11条中「滋賀県国民健康保険団体連合会」の次に「及び社会保険診療報酬支払基金」を加える。

様式第1号中「氏名_____」を「氏名_____」に、「配偶者と扶

養義務者欄」を「配偶者・扶養義務者欄」に、

配偶者氏名	生年月日	年
扶養義務者氏名	生年月日	年

月 日	住 所
月 日	住 所

を

配偶者・扶養義務者氏名	生年月日
-------------	------

年 月 日	住 所
-------	-----

に、「及び本人確認書類」を「、本人確認書類及び

- 個人番号の利用に係る同意書」に、
 - 2 申請者本人が署名する場合は、押印は不要です。
 - 3 附加給付とは、御加入の健康保険が健康保険法等に基づく保険給付に
- を「2 附加給付とは、御加入の健康保険が健康保険法等に基づく保険給付に独自に上乗せしているものをいいます。」に改め、

..... 市記入欄

受給券番号	自己負担	母子自立支援員 確認印 入力
認定事由・年月日	年 月 日	
有効期限	年 月 日	
交付年月日	年 月 日	

を削る。

様式第1号の2中「氏名_____」を「氏名_____」に、

- 2 保
 - 3 附
- 護者本人が署名する場合は、押印は不要です。
- 加給付とは、御加入の健康保険が健康保険法等に基づく保険給付に独自に上乗せしているものをいいます。」
- 「2 附加給付とは、御加入の健康保険が健康保険法等に基づく保険給付に独自に上乗せしているものをいいます。」に改め、

..... 市記入欄

受給券番号	40	乳幼児・子ども		入力
認定事由・年月日			年 月 日	
有効期限			年 月 日	
交付年月日			年 月 日	

を削る。

様式第1号の3中「印」及び「(注) 民生委員・児童委員、母子・父子自立支援員及びひとり親家庭福祉推進員の氏名の欄には、記名し押印することに代えて、署名することができます。」を削る。

様式第1号の3の3中「 」及び「(注) 調査員の氏名の欄には、記名し押印することに代えて、署名することができます。」を削る。

様式第2号の5中「 」を削り、「加入年月日」を「資格取得年月日」に、

配偶者	. . 生		を	配偶者	. . 生	
扶養義務者	. . 生			扶養義務者	. . 生	



に改め、「年度住民税課税(非課税)証明書」の次に「(個人番号が記載された書類、本人確認書類

及び個人番号の利用に係る同意書でも可)」を加え、「注) 申請者の氏名の欄には、記名し押印することに代えて、署名することができます。」を削る。

様式第3号中 「申請者 住所 _____ を 「申請者 住所 _____
氏名 _____ 」 氏名 _____

_____ に改め、「申請者の氏名の欄及び」及び

「

市記入欄

診療期日	区分	保険診療総点数又は総額		一部負担金	備考
医療機関名					
年 月 日 ~ 年 月 日	入 外	点 円	小・精・特 育・更・他	円	
医療機関名					
年 月 日 ~ 年 月 日	入 外	点 円	小・精・特 育・更・他	円	
医療機関名					
年 月 日 ~ 年 月 日	入 外	点 円	小・精・特 育・更・他	円	

診療月	診療総点数	給付割合	一部負担金	高額療養費	附加給付	自己負担金	助成額
. 入 外	点	/ 10	円	円	円	円	円

を削る。

附 則

- この規則は、公布の日から施行する。
- この規則の施行の際現にある改正前の大津市医療費助成条例施行規則様式第1号、様式第1号の2、様式第1号の3、様式第1号の3の3、様式第2号の5及び様式第3号により調製した用紙は、この規則の施行後においても当分の間、これを取り繕って使用することができる。

大津市老人福祉医療費助成条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和3年4月1日

大津市長 佐 藤 健 司

大津市規則第41号

大津市老人福祉医療費助成条例施行規則の一部を改正する規則

大津市老人福祉医療費助成条例施行規則(昭和58年規則第8号)の一部を次のように改正する。

様式第2号中「 」を削り、「加入年月日」を「資格取得年月日」に、

配 偶 者	. . 生		を	配偶者又は 扶養義務者	. . 生	
扶養義務者	. . 生					

「

に、「住民税課税(非課税)証明書を」を「住民税課税(非課税)証明書(個人番号が記載された書類、

本人確認書類及び個人番号の利用に係る同意書でも可)を」に改め、「(注) 申請者の氏名の欄には、記名し押印することに代えて、署名することができます。」を削る。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にある改正前の大津市老人福祉医療費助成条例施行規則様式第2号の規定により調製した用紙は、この規則の施行後においても当分の間、これを取り繕って使用することができる。

大津市自動車駐車場の管理運営に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和3年4月1日

大津市長 佐 藤 健 司

大津市規則第42号

大津市自動車駐車場の管理運営に関する規則の一部を改正する規則

大津市自動車駐車場の管理運営に関する規則(平成10年規則第18号)の一部を次のように改正する。

第10条第2項中第6号を第7号とし、第2号から第5号までを1号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の1号を加える。

自治協働課市民相談室

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

道路法第24条の2の規定に基づき駐車料金を徴収する自動車駐車場の管理運営に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和3年4月1日

大津市長 佐 藤 健 司

大津市規則第43号

道路法第24条の2の規定に基づき駐車料金を徴収する自動車駐車場の管理運営に関する規則の一部を改正する規則

道路法第24条の2の規定に基づき駐車料金を徴収する自動車駐車場の管理運営に関する規則(平成10年規則第20号)の一部を次のように改正する。

第9条第2項中第6号を第7号とし、第2号から第5号までを1号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の1号を加える。

自治協働課市民相談室

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

訓 令

大津市訓令第3号

大津市事務決裁規程(昭和56年訓令第9号)の一部を次のように改正する。

令和3年4月1日

大津市長 佐藤 健 司

第2条第9号中「部長及び」を「部長、保健所長及び」に改め、同条第10号中「及び室長(市長公室長に限る。)」及び「並びに保健所長」を削り、同条第11号中「前号及び」及び「(新型コロナウイルスワクチン接種対策室次長に限る。)」を削り、「長等支所長及び晴嵐支所長」を「堅田支所長及び長等支所長」に改め、同条第12号中「及び子ども家庭相談室長」及び「及び室次長(前号に規定する室次長を除く。)」を削り、「、所長(」の次に「南ふれあいセンター所長、」を加え、「、子育て総合支援センター所長」及び「、環境美化センター所長」を削り、「仰木太鼓会館長」の次に「及び田上市民体育館長」を、「園長に限る。)」の次に「、副所長」を加え、同条第13号中「伊香立ふれあいセンター所長、」を削り、「及び堅田児童館長」を「、堅田児童館長及び膳所児童館長」に改める。

第6条の2中第2項を削り、第3項を第2項とし、同項の次に次の1項を加える。

3 デジタル推進監は、政策調整部長の命を受け、行政のデジタル化の推進に関する専門的な知識を必要とする事務の遂行に当たるとともに、担当職員があるときは、これを指揮監督する。この場合において、デジタル推進監は、政策調整部長が定めるものについては、次長と同等の職務権限を行使するものとする。

第6条の2第5項中「市民スポーツ・国スポ・障スポ推進監」を「スポーツ推進監」に改め、同条第6項を次のように改める。

6 子育て推進監は、福祉子ども部長の命を受け、子ども・子育て支援に係る施策の推進に関する専門的な知識を必要とする事務の遂行に当たるとともに、担当職員があるときは、これを指揮監督する。この場合において、子育て推進監は、福祉子ども部長が定めるものについては、次長と同等の職務権限を行使するものとする。

第10条第3項及び第4項中「幼児政策課長」を「幼保支援課長」に改め、同条第6項を削り、同条第7項中「、リーダー」及び「(開発調整課専門員を除く。以下この項において同じ。)」を削り、同項を同条第6項とする。

第11条の見出しを「(出先機関等の長の職務権限)」に改め、同条第1項中「第2条第3項」を「第2条第1項に規定する室長(市民相談室長に限る。)」並びに同条第3項に改め、「所長(」の次に「南ふれあいセンター所長、」を加え、「、子育て総合支援センター所長」及び「、環境美化センター所長」を削り、同項中第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。

職員の在宅勤務の実施を承認すること。

第16条中第5項を削り、第4項を第5項とし、第3項の次に次の1項を加える。

4 保健所にあつては、別表に掲げる決裁事項のうち、副市長以上の職位の決裁を要する事項又は部長以上の職位の合議を要する事項については、健康保険部長の合議を受けなければならない。

第16条第6項第1号中「イノベーションラボ」を「イノベーション戦略室」に改め、同項中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号から第10号までを1号ずつ繰り上げ、同項第11号中「市民スポーツ課長」を「スポーツ課長」に改め、同号を同項第10号とし、同項第12号中「市民スポーツ課長」を「スポーツ課長」に改め、同号を同項第11号とし、同号の次に次の1号を加える。

カード交付推進室 戸籍住民課長

第16条第6項第14号を削り、同項第15号中「子ども家庭課長」を「子育て政策課長」に改め、同号を同項第14号とし、同号の次に次の1号を加える。

保育園 幼保支援課長

第16条第6項中第20号を削り、第19号を第20号とし、同項第18号中「葛川診療所」を「国民健康保険診療所」に改め、同号を同項第19号とし、同項第17号の次に次の1号を加える。

事業所・施設整備室 長寿政策課長

第16条第6項中第25号を削り、第24号を第25号とし、第23号を第24号とし、第22号を第23号とし、第21号の次に次の1号を加える。

(1) 新型コロナウイルスワクチン接種対策室 保健予防課長

別表第1号の表1の部5の項中「コンプライアンス推進室長」を「行政管理室長」に改め、同号の表2の部2

の項第2号中「コンプライアンス推進室長」を「行政管理室長」に改め、同項第7号中

人事課長

を

人事課長

合議は、職員の募集、任用の決定及び退職に係る報告の場合に限る。

に改め、別表第1号の表3の部5の項中「市長公室長」を「秘

書課長」に改め、同部6の項第6号中「コンプライアンス推進室長」を「行政管理室長」に改め、同部17の項第1号中「重要な」を「特に重要な」に改め、同項第2号中「その他の」を「重要な」に改め、同項に次のように加える。

その他のもの

別表第1号の表6の部3の項第1号中「100万円」を「1,000万円」に、

を「〇」に改め、同項中第2号を第3号とし、第1号の次に次のように加える。

1件の予定賃借料の総額が100万円以上1,000万円未満のもの

別表第1号の表7の部3の項第5号中「以下」を「未満」に改め、別表第1号の表8の部1の項中「市長公室長」を「秘書課長」に改め、別表第2号総務部の表管財課の部5の款中2の項を3の項とし、同款1の項第1号中

「1,000万円」を「3,000万円」に、

に改め、同項第2号中「1,000万円」を「3,000万円」に改め、同項を同款2の項とし、同款に1の項として次のように加える。

1 公有財産の処分の方針の決定

別表第2号福祉子ども部の表幼児政策課の部中「幼児政策課」を「幼保支援課」に改め、同課の部1の款中「特定地域型保育事業」を「家庭的保育事業等」に改め、同款1の項第2号中

の表保育幼稚園課の部3の款1の項及び2の項中「財政課長」を削り、同課の部4の款1の項中

福祉指導監査課長

福祉指導監査課長
幼保支援課長

福祉指導監査課長の合議は
保育所及び幼保連携型認定

		ビス事業者の選定 2 指定居宅サービス事業者等の指定並びに介護老人保健施設及び介護医療院の開設の許可 3 市外被保険者が市内の地域密着型サービス事業所等を利用する際の承認								
--	--	---	--	--	--	--	--	--	--	--

別表第2号都市計画部の表建築指導課の部中3の款を削り、4の款を3の款とし、5の款から10の款までを1款ずつ繰り上げ、同号出納室の表を削り、同号建設部の表道路・河川管理課の部を次のように改める。

組 織 名	事務の種類	項目	決裁権者							合議先	備考			
			市長	副市長	部長	次長	課長	課長補佐	係長					
												グループリーダー		
道路・河川管理課	1 道路の管理に関する事務 2 市街灯及び防犯灯に関する事務 3 損失補償の処理に関する事務	1 道路法(昭和27年法律第180号)第22条に基づく工事の施行命令 1 市街灯及び防犯灯に係る寄附の受納の決定 1 不動産の買収に係る損失補償の処理(100万円未満のものに限る。)					○			○		○	財政課長	合議は、予算執行方針に定めるところによる。

別表第2号建設部の表路政課の部1の款中1の項及び2の項を削り、3の項を1の項とし、4の項から9の項までを2項ずつ繰り上げ、同号建設部の表の次に次の1表を加える。

出納室

組 織 名	事務の種類	項目	決裁権者							合議先	備考			
			市長	副市長	部長	次長	課長	課長補佐	係長					
												グループリーダー		
出納室	1 指定金融機関等に関する事務	1 取扱事務の決定			○									

附 則

この訓令は、令和3年4月1日から施行する。

大津市訓令第4号

大津市土地利用問題協議会規程(平成9年訓令第7号)の一部を次のように改正する。

令和3年4月1日

大津市長 佐藤 健 司

第2条第2項中「総務部長」の次に「、総務部危機管理監」を加え、同条第3項中「政策調整部調整監」を「企画調整課長、危機・防災対策課長」に改める。

附 則

この訓令は、令和3年4月1日から施行する。